

兵庫県公報

平成27年3月17日 火曜日 第2679号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	5
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 車両制限令に基づく道路の指定（同）	6
○ 昭和54年兵庫県告示第524号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課）	7
○ 土砂災害警戒区域の指定（同）	7
○ 平成20年兵庫県告示第691号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	8
○ 八鹿都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	9
○ 道路の位置指定の取消し（建築指導課）	10
○ 北摂地区新住宅市街地開発事業（西地区）の工事完了（分譲推進課）	10
公 告	
○ 入札公告（広報課）	10
○ 随意契約の相手方等の公示（情報企画課）	12
○ 農用地利用配分計画の認可の申請（農業経営課）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
選挙管理委員会告示	
○ 平成23年4月10日執行の兵庫県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	16
教育委員会規則	
○ 免許状更新講習に関する規則の一部を改正する規則	17
○ 学校教育法施行細則の一部を改正する規則	17
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	18
教育長訓令	
○ 兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令	18
公安委員会規則	
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	18

公布された法令のあらまし

●免許状更新講習に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）

教育職員免許法施行規則及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正により、幼保連携型認定こども園制度の開始に係る規定の整備が行われたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●学校教育法施行細則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）

学校教育法の一部改正により、政令指定都市の設置する高等学校及び中等教育学校については、学校の設置廃止、設置者の変更、課程、学科の設置廃止に係る県教育委員会の認可が不要となり、あらかじめ教育委員会

に届け出ることとなることから、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）

地域や社会に開かれた学校づくりの観点から学校評議員を必置化するとともに、校長の裁量拡大と委嘱手続の迅速化を図り、適切な人材の早期委嘱を行うため、学校評議員の委嘱事務を校長に委任できることとし、所要の整備を行うこととした。

●交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）

- 1 町名の変更に伴い、兵庫県西宮警察署山口交番並びに明石警察署大久保交番及び高丘交番の所管区域について、所要の整備を行うこととした。
- 2 兵庫県姫路警察署御幸通交番の名称の変更に伴い所要の整備を行うこととした。
- 3 その他所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

北野土地改良区

退任役員

役員の区分
理 事

氏 名
山 本 節 男

住 所
加古川市野口町北野927番地の2



兵庫県告示第190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
神戸市淡河土地改良区	地域開発関連整備事業	神田地区	平成27年 3月17日から 同 年 4月 6日まで	神戸市北区役所



兵庫県告示第191号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成23年12月から平成25年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字戸牧の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市戸牧の一部
- (5) 認証年月日
平成26年10月30日

- 2 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成23年12月から平成25年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字岩井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市岩井の一部
- (5) 認証年月日
平成26年10月30日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年 5月から平成25年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字城崎町結の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市城崎町結の一部
- (5) 認証年月日
平成26年10月30日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成24年 5月から平成26年 3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市波賀町原の一部①の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市波賀町原の一部
- (5) 認証年月日
平成26年10月30日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成24年 5月から平成26年 3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市波賀町日ノ原・音水の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市波賀町日ノ原及び音水の各一部
- (5) 認証年月日
平成26年10月30日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成24年 6月から平成26年 3月まで
- (3) 成果の名称
多可町八千代区（大字大和（山林IV）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可郡多可町八千代区大和の一部
- (5) 認証年月日
平成26年10月30日

- 7 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
平成24年 4月から平成26年 3月まで
- (3) 成果の名称
神河町（大字南小田及び大字上小田の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神崎郡神河町南小田及び上小田の各一部
- (5) 認証年月日
平成26年10月30日



兵庫県告示第192号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北 1 丁目 1 番 1 号
所長 近 藤 和 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる 表面処置施設 (No. 1)			65号 酸又はアルカリによる 表面処置施設 (No. 2)		
能 力	製品 40g/日			製品 300t/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 5 日			着手後10日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	な し			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	7~14	14	9.5~10	10	
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	4,900以下	4,900	
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	5,700以下	5,700	
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	100以下	100	970以下	970	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1 以下	1	520以下	520	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.003	0.006		0	0.1	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 3月17日から同年 4月 7日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
加古川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3. 4. 146号中津水足線
3. 3. 550号平野神野線
- 3 事業施行期間
平成14年 3月15日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 5. 619号長洲久々知線
- 3 事業施行期間
平成14年 9月20日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 3月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 3月17日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 切畑多田院線	川西市芋生字勘定ヶ谷95番から 同 市芋生字猿舞台11番1まで	旧	6.0から 11.0まで	45.0	
		新	8.0から 11.0まで	45.0	



兵庫県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月17日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上郡末広線	佐用郡佐用町光都1丁目330番18から 同 郡同 町光都1丁目330番25まで	旧	15.0から 24.0まで	10.0	
		新	16.0から 24.0まで	10.0	



兵庫県告示第197号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成27年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
県道 大沢西宮線	西宮市山口町下山口2丁目113番から 同 市山口町下山口1丁目96番まで

2 指定する期日

平成27年4月1日

3 通行方法

前記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸

法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



兵庫県告示第198号

昭和54年兵庫県告示第524号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中中尾町の項を次のように改める。

中 尾 町	神 戸 市	中 央 区	中 尾 町		109番2、109番13の一部、109番16、114番1から114番3まで、115番、117番、123番、124番、125番の一部、126番、129番1、129番2の一部、129番3の一部、129番4、129番6、129番7、130番の一部、114番1から129番2に至る地先の道路敷の一部、123番から129番3に至る地先の道路敷の一部 109番4の一部、122番、127番1、128番、132番、133番、135番、136番の一部、138番の一部
			中島通5丁目		



兵庫県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小城 (340020001)	美方郡香美町村岡区小城（別図1のとおり）	地滑り
坂中 (340020002)	美方郡香美町村岡区村岡（別図2のとおり）	地滑り
黒田 (340020003)	美方郡香美町村岡区黒田（別図3のとおり）	地滑り
宿 (340020004)	美方郡香美町村岡区宿（別図4のとおり）	地滑り
和池 (340020005)	美方郡香美町村岡区和池（別図5のとおり）	地滑り
池ヶ平 (340020006)	美方郡香美町村岡区池ヶ平（別図6のとおり）	地滑り

高坂 (340020007)	美方郡香美町村岡区高坂 (別図7のとおり)	地滑り
大谷 (340020008)	美方郡香美町村岡区中大谷 (別図8のとおり)	地滑り
大笹 (340020009)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図9のとおり)	地滑り
和佐父 (340020010)	美方郡香美町村岡区和佐父 (別図10のとおり)	地滑り
丸味 (340020011)	美方郡香美町村岡区丸味 (別図11のとおり)	地滑り
祖岡 (340020012)	美方郡香美町村岡区祖岡 (別図12のとおり)	地滑り

(別図1から別図12までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第200号

平成20年兵庫県告示第691号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局加古川土木事務所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

表野尻(2)Ⅲ (111000029) の項中別図29、細工所Ⅱ (211000020) の項中別図50、原(1)Ⅱ (211000023) の項中別図52、畑(2)Ⅲ (211000026) の項中別図55、畑(3)Ⅲ (211000027) の項中別図56、投松川Ⅲ (211000031) の項中別図60、西牧(5)Ⅲ (211000037) の項中別図65、西川Ⅲ (211000039) の項中別図67、広尾(2)Ⅲ (211000040) の項中別図68、広尾(3)Ⅲ (211000041) の項中別図69、広尾(4)Ⅲ (211000042) の項中別図70、原(2)Ⅲ (211000044) の項中別図72、原(4)Ⅲ (211000046) の項中別図74、小畑Ⅲ (211000054) の項中別図82、小野Ⅲ (211000055) の項中別図83、白沢Ⅲ (211000056) の項中別図84を改める。



兵庫県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野尻(2)Ⅲ (111000029)	加古川市志方町野尻 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
原(1)Ⅱ (211000023)	加古川市志方町原 (別図2のとおり)	土石流	別図2のとおり

変更なし



兵庫県告示第203号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26東播位置 廃0002号	27.3.2	加古郡播磨町北野添2丁目1220番4、 1234番4、1234番7	4.23	17.94



兵庫県告示第204号

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき兵庫県が施行している北摂地区新住宅市街地開発事業（西地区）のうち1住区8工区Eについて工事が完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、兵庫県企業庁分譲推進課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

入札公告

平成27年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（三田市）に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年 3月17日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 業務件名

平成27年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（三田市）

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成27年 4月 1日（水）から平成28年 3月31日（木）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)ア及びイについて入札に付する。

落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登

録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。(なお、県の名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。)

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部広報課地域広報班 長嶺
電話 (078) 362-3019 (直通)

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成27年3月17日(火)から同月23日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成27年3月26日(木)午後1時30分 兵庫県庁第2号館 11階B会議室

- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年3月25日(水)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額を、平成27年3月25日(水)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、平成27年3月25日(水)以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日(水)以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金
契約金額(契約単価に予定数量を乗じた額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成27年3月23日(月)午後4時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金の納入を求める場合、所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年4月1日(水)までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効
 本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
 要作成
- (8) 落札者の決定方法
 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
 詳細は、入札説明書及び仕様書による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成27年3月17日

契約担当者
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
平成26年度統合宛名管理システム開発等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部情報企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年1月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社システム・エージ 伊丹市御願塚3-1-18
- 5 随意契約に係る契約金額
7,603,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分

計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、この公告の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年令及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の提出先に提出すること。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要
(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
	氏名又は名称	住 所		
26	第52号	農事組合法人 あびき	加西市網引町字北山831番4ほか 135筆	
	第53号	農事組合法人 窪田町営農組合	加西市窪田町字境垣内724番ほか73 筆	
	第54号	株式会社 ファームかんの	加古川市神野町神野690番地の1 ほか122筆	
	第55号	株式会社 中新田営農組合	加古郡稲美町加古2597—2 ほか34筆	
	第56号	上岡 将也	姫路市砥堀147—1 市営砥堀東住 宅3—309	姫路市夢前町宮置字谷口950番1ほ か4筆
	第57号	青田 真利	姫路市船津町2576—1	姫路市夢前町宮置字下ノ田104番1 ほか5筆
	第58号	有限会社 夢前夢工房	姫路市夢前町宮置909—1	姫路市夢前町宮置字田中247番1ほ か3筆
	第59号	村上 裕章	姫路市夢前町宮置453	姫路市夢前町宮置字大谷594番1ほ か1筆
	第60号	村上 茂樹	姫路市夢前町宮置666	姫路市夢前町宮置字猫黒667番1ほ か3筆
	第61号	株式会社 グリーンファーム揖西	たつの市揖西町新宮1095—1 番地	たつの市揖西町竹万字中ノ坪132番 ほか190筆
	第62号	株式会社 グリーンファーム揖西	たつの市揖西町新宮1095—1 番地	たつの市揖西町龍子字中ノ内452番 ほか65筆
	第63号	農事組合法人 稲畑どろんこ会	丹波市氷上町稲畑767	丹波市氷上町稲畑字カヤノ651番ほ か80筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所

(2) 縦覧期間

平成27年 3月17日から同月31日まで

3 意見書の提出先

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ城の西店
所在地 姫路市岩端町106番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前7時	翌午前0時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	24時間営業	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前6時30分から翌午前0時30分まで

イ 変更後

24時間

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成27年 2月28日

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成27年 2月28日

5 届出年月日

平成27年 2月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

- (2) 縦覧期間

平成27年 3月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成27年 3月17日

- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイエーグルメシティ西武庫店
所在地 尼崎市武庫元町一丁目24番 6
- 2 同法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
西宮市	1 駐車場出入口に交通整理員を配置するなど、適切な交通誘導を行うこと 2 来退店車両や荷捌き車両等が周辺の生活道路内に入り込まないよう、適切な交通誘導計画を行うこと 3 変更後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成27年 3月17日から 1 月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイエーグルメシティ北鳴尾店
所在地 西宮市学文殿町一丁目 9 番20号
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により西宮市から聴取した意見の概要

- (1) 道路交通に係る事項
 - ア 駐車場出入口に交通整理員を配置するなど、適切な交通誘導を行うこと。
 - イ 来退店車両や荷捌き車両等が周辺の生活道路内に入り込まないよう、適切な交通誘導計画を行うこと。
 - ウ 変更後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること。
- (2) 騒音の発生に係る事項
 - ア 開店時間の延長に伴い、来店客の騒音について、これまで以上にアイドリングストップの啓発等の配慮をお願いします。
 - イ 運搬車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音等についても、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、これまでどおり近隣に十分配慮すること。
- (3) 周辺住民への周知について

営業時間に関することは、周囲の住環境への影響が大きいと思われ、現行の「開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成11年西宮市条例第74号）」においても、営業時間等に関することは、近隣協議の対象としているため、変更内容について、地元自治会や周辺住民への周知徹底をお願いする。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 3月17日から 1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市片浜町58番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市網干区浜田213番地の2

有限会社大西殖産 代表取締役 大 西 賢 一

3 許可年月日及び許可番号

平成27年 1月13日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-22-2号（26赤穂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、平成23年4月10日執行の兵庫県議会議員選挙に係る候補者の出納責任者から、選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成27年 3月17日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

1 選挙の種類 平成23年 4月10日執行 兵庫県議会議員選挙（西宮市選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,400,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	北 川 泰 寿	所 属 党 派	自由民主党	期 間 平成 年 月 日から 月 日まで 第1回分
出納責任者氏名	五十嵐 さち子			

収 入

主たる寄附

0円

その他の寄附

0円

その他の収入

0円

今 回 計

0円

総 計

0円

支 出

人 件 費

0円

家 屋 費

0円

選挙事務所費

0円

集合会場費

0円

通 信 費

0円

交 通 費

0円

印 刷 費	1,122,000円
広 告 費	0円
文 具 費	0円
食 糧 費	0円
休 泊 費	0円
雑 費	0円
今 回 計	1,122,000円
総 計	1,122,000円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,122,000円

報告書受理年月日	平成 27 年 3 月 3 日 第 1 回 報 告 分
----------	-----------------------------

教 育 委 員 会 規 則

免許状更新講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月17日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘

兵庫県教育委員会規則第 4 号

免許状更新講習に関する規則の一部を改正する規則

免許状更新講習に関する規則（平成21年兵庫県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「及び高等学校を設置する学校法人」を「、高等学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置する学校法人若しくは社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下「社会福祉法人」という。）」に改める。

第 5 条第 2 号中「及び高等学校を設置する学校法人」を「、高等学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人若しくは社会福祉法人」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。



学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月17日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘

兵庫県教育委員会規則第 5 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「高等学校」の右に「(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)」を加え、同条第 2 項中「高等学校の」の右に「全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、」を加える。

第11条第 2 項中「高等学校の」の右に「全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、」を加える。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。



兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月17日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘

兵庫県教育委員会規則第 6 号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第10条の 3 第 1 項中「ことができる」を削る。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の 1 条を加える。

（権限の委任）

第28条 県委員会は、第10条の 3 に規定する県委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。

2 教育長は、前項の事務を校長に委任することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正）

2 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「及び第27条」を「から第28条まで」に改める。

（兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正）

3 兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「及び第27条」を「から第28条まで」に改める。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第 1 号

本 庁
県 立 学 校

兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月17日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県立学校処務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(8) 学校評議員を委嘱すること。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月17日

兵庫県公安委員会
委員長 塚 本 哲 夫

兵庫県公安委員会規則第2号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県西宮警察署の部山口交番の項中「山口町金仙寺」を「山口町金仙寺 山口町金仙寺1丁目から3丁目まで」に改め、同表兵庫県明石警察署の部大久保交番の項及び高丘交番の項を次のように改める。

大久保交番	明石市大久保町駅前1丁目	明石市のうち 大久保町松陰新田 大久保町森田（西日本鉄道山陽本線北端線以南を除く。） 大久保町松陰 大久保町大久保町（西日本鉄道山陽本線北端線以南を除く。） 大久保町駅前1、2丁目 大久保町大窪（1429番地から3140番地までを除く。） 大久保町西脇（堀切を除く。） 大久保町茜1丁目から3丁目まで 大久保町緑が丘 大久保町福田の一部（西日本鉄道山陽本線北端線以北）
高丘交番	明石市大久保町高丘3丁目	明石市のうち 大久保町大窪の一部（1429番地から3140番地まで） 大久保町山手台1丁目から4丁目まで 大久保町高丘1丁目から7丁目まで 大久保町西脇の一部（堀切）

別表第1兵庫県姫路警察署の部中「御幸通交番」を「大手前交番」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。